

財政援助団体等監査公表

地方自治法第199条第7項の規定により、次のとおり財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年12月4日

天童市監査委員 奥山吉行

天童市監査委員 水戸芳美

記

1 監査の期間

令和7年10月10日～令和7年12月4日

2 監査の対象

令和6年度放課後児童健全育成事業委託料に係る事務執行状況
(特定非営利法人たかだま児童クラブ)

監 第 75 号
令和7年12月4日

天 童 市 長 様

天童市代表監査委員 奥 山 吉 行

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を、市監査基準に準拠して執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監 査 対 象 令和6年度放課後児童健全育成事業委託料に係る事務執行状況
(特定非営利活動法人たかだま児童クラブ)
- 2 監 査 執 行 者 監査委員 奥山 吉行
監査委員 水戸 芳美
- 3 監査の実施日程等
 - (1) 実施期間 令和7年10月10日～令和7年12月4日
 - (2) 本監査の場所 高掬第一児童クラブ
 - (3) 本監査実施月日 令和7年11月13日
- 4 監査の着眼点 総務省実施要領及び全国都市監査委員会が定める「監査等の実務ガイドライン第3編第3章 監査等の着眼点」を参考にした。
- 5 主な実施内容 提出された資料に基づき、財務関係諸帳簿その他関係書類の照合調査をするとともに、関係職員の説明を聴取する方法等により監査を実施した（抽出検査によるものもある。）。
- 6 監 査 の 結 果 監査した事項については、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。